

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
3月16日  
(金曜日)

## 目次

- 規則 山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
- 山口県職業能力開発校普通職業訓練奨学金貸付規則を廃止する規則(労働政策課)……………二
- 訓令 山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令(人事課)……………二
- 告示 国土調査の指定(政策企画課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………三
- 救急病院の認定(医療政策課)……………三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定(長寿社会課)……………三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定(二件)(長寿社会課)……………三
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………四
- 周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………四
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………四
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………五
- 建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正(建築指導課)……………五
- 公告 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………五
- 県営阿座上地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課)……………六
- 県営新田地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………六
- 県営諏訪地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………七
- 県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………七
- 県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………七

○公安委規則 山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………七



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第二号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

法第二十二條の三第一項に規定する当該徴税吏員(以下「**徴税吏員**」という。)は、総務部税務課又は県税事務所に勤務する徴税吏員のうちから指定する。

第四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

別記第八号様式(その一)の(裏)、同様式(その二)の(裏)、同様式(その三)の(裏)、同様式(その四)の(裏)、同様式(その五)の(裏)及び別記第十号様式の注1中「**隣地**」を「**隣地等**」に改める。

別記第十八号様式の注1中「**隣地等**」を「**隣地等及び**」に改める。

別記第二十三号様式中「**隣地等**」を「**隣地等及び**」に改める。

別記第五十八号様式及び別記第五十九号様式中

1 従業者数	3 事務所又は事業所数	を
2 固定資産の価額	4 軌道の延長キロメートル数	

1 従業者数	3 事務所又は事業所数	5 電線路の電力の容量	に改める。
2 固定資産の価額	4 軌道の延長キロメートル数		

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別記第五十八号様式及び別記第五十九号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
2 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による督促状等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

山口県職業能力開発校普通職業訓練奨学金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第三号

山口県職業能力開発校普通職業訓練奨学金貸付規則を廃止する規則

山口県職業能力開発校普通職業訓練奨学金貸付規則（昭和六十年山口県規則第四十六号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



### 山口県訓令第一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県労働委員会事務局

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員証取扱規程（昭和三十二年山口県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「とき」の下に「（婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」とい

う。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等（別に定めるものを除く。）に使用することについて、別に定めるところにより、人事課長の確認を受けた場合を除く。）」を加える。

附則

この訓令は、平成三十年三月十六日から施行する。



### 山口県告示第八十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査の指定をした。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 地籍調査を行う者の名称

下関市

二 調査地域

下関市彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町四丁目及び彦島江の浦町五丁目

三 調査期間

平成三十年三月十六日から同月三十一日まで

四 指定の年月日

平成三十年三月十六日

### 山口県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	所 在 地	機 関	廃 止 年 月 日
こじまこどもクリニック	宇部市居能町三丁目二番一九号		平成二九、一二、二〇

吉村歯科医院 長門市東深川八四〇 〃 一一、〃  
 徳佐薬局 山口市阿東徳佐中三三八五の四 平成三〇、一、三二

**山口県告示第八十六号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名	療	所	機	在	関	地	指	定	年	月	日
医療法人社団松柏会岩国整形外科	岩国市錦見六丁目一三番四〇号	〃	〃	〃	〃	〃	平成二七、七、一	〃	〃	〃	〃
まつだ歯科	山口市佐山一二五七の一	〃	〃	〃	〃	〃	平成三〇、二、〃	〃	〃	〃	〃
徳佐薬局	〃 阿東徳佐中三三八五の四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

**山口県告示第八十七号**

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名	療	所	機	在	関	地	指	定	年	月	日
周南市立新南陽市民病院	周南市宮の前二丁目三番一五号	〃	〃	〃	〃	〃	平成三三、四、二〇	〃	〃	〃	〃

**山口県告示第八十八号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名	療	所	機	在	関	地	指	定	年	月	日
医療法人おひさま香坂歯科医院	岩国市南岩国町三丁目二四番一九	〃	〃	〃	〃	〃	平成二九、八、一	〃	〃	〃	〃
ファミリー薬局	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一七番一五	〃	〃	〃	〃
成和薬局高水前店	〃	〃	〃	〃	〃	〃	尾津町二丁目二三番一三	〃	〃	〃	〃
多田薬局	〃	〃	〃	〃	〃	〃	多田三丁目一〇二の六	〃	〃	〃	〃

**山口県告示第八十九号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は 名称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指	定	年	月	日
株式会社もういちど	岩国市麻里布町七丁目八番二一号	訪問介護サービス	岩国市麻里布町七丁目八番二一号	訪問介護	平成三〇、二、一	〃	〃	〃	〃
株式会社エヌ・エス・サービス	〃 由宇町南沖四丁目三番三号	株式会社エヌ・エス・サービス今津事業所	〃 今津町六丁目一一番一三三番一三三番	福祉用具貸与	平成二九、七、〃	〃	〃	〃	〃

**山口県告示第九十号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二

第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	事業の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社もういちど	岩国市麻里布町七丁目八番二一號	訪問介護サービスことり	岩国市麻里布町七丁目八番二一號	介護予防訪問介護	平成三〇、二、一
株式会社エヌ・エス・サービス	宇野町南沖四丁目三番三號	株式会社エヌ・エス・サービス今津事業所	今津町一丁目一番一三號	介護予防福祉用具貸与	平成二九、七、〃

山口県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 益田阿武線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
阿武郡阿武町大字奈古字床並一〇〇 〇三の一地先から 同郡同町同大字字シュウシュウ 八の三地先まで			最狭 一九三・八	八三三・六	
	最狭 四三・八		八二二・七		

山口県告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称  
周南市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
周南都市計画公園事業第三百一号周南緑地
- 三 事業施行期間  
平成元年十二月十二日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地  
周南市桜木一丁目、周陽三丁目、五月町、遠石二丁目、遠石三丁目及び大字徳山

山口県告示第九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
江の浦町七丁目(3)地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	彦 島 江 の 浦 町 七 丁 目	五 三 八 九 の 一 八	一 号
〃	〃	一 一 九 五 の 八	二 号
〃	〃	五 三 八 七	三 号
〃	〃	五 三 八 七	四 号

〃	〃	〃	〃	〃	〃
彦島江の浦町八丁目	彦島江の浦町七丁目				
五三八五の一	一一六一の四	五三八五の八	五三八九の一	五三八九の二九	
五号	六号	七号	八号	九号	十号

**山口県告示第九十四号**

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成二十五年山口県告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

城山区に關する部分二 区域の範圍を次のように改める。

二 区域の範圍

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
長門市	東深川	古城山	一の五	一号
〃	〃	〃	一の三	二号
〃	〃	〃	一の三	三号
〃	〃	北平	四九二	四号
〃	〃	城ノ下	一三四八の二	五号
〃	〃	藍ケ坪	一三三一の三地先	六号
〃	〃	北平	一三五六の一	七号
〃	〃	〃	一三五九	八号
〃	〃	中太ノ河内	九八六の一	九号
〃	〃	〃	九八六の一	十号

**山口県告示第九十五号**

建築主事の所管区域等に関する告示（平成二年山口県告示第三百五号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

表下欄中「四 一から三までに掲げるもののほか、法第七条の三四項の規定による中間検査をする場合における当該建築物」を削る。



（四二）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年三月十六日から同年七月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルゾ南岩国店

所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社万惣 住所 代表者の氏名

株式会社万惣

広島市佐伯区石内上二丁目八番一号

山本 誠

ダイワロイナル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号

原田 健

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社雑貨屋ブルドッグ	―

四 届出年月日



五 平成三十年三月二日  
変更年月日  
平成二十七年七月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 アルゾ南岩国店  
所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社万惣 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号 山本 誠  
ダイワロイヤル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 原田 健  
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社セリア	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	岐阜県大垣市外濶二丁目三八	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	河合 映治	

四 届出年月日  
平成三十年三月二日  
五 変更年月日  
平成二十七年九月四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 アルゾ南岩国店  
所在地 岩国市南岩国町二丁目二六〇の一  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社万惣 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号 山本 誠  
ダイワロイヤル株式会社 東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一号 原田 健  
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	万惣南岩国店	アルゾ南岩国店

四 届出年月日  
平成三十年三月二日  
五 変更年月日  
平成三十年三月一日

(四三) 県営阿座上地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営阿座上地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。  
平成三十年三月十六日

縦覧に供する書類 山口県知事 村岡 嗣 政  
一 縦覧に供する書類  
二 縦覧の期間  
平成三十年三月十九日から同年四月九日まで  
三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(四四) 県営新田地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営新田地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。  
平成三十年三月十六日  
縦覧に供する書類 山口県知事 村岡 嗣 政  
一 縦覧に供する書類  
県営新田地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年三月十九日から同年四月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四五) 県営諏訪地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営諏訪地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営諏訪地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年三月十九日から同年四月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四六) 県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年三月十九日から同年四月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四七) 県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十年三月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営島地下地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年三月十九日から同年四月九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号の表二輪の自転車及び三輪の普通自転車の項第一号中「十六歳以上の運転者」を「運転者（十六歳以上であるものに限る。次号及び第三号において同じ。）」に改め、同項第二号中「十六歳以上の」を削り、同項第三号中「十六歳以上の」を削り、「二」を「前号」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 運転者がタンDEM車（運転者のための乗車装置及び運転者以外の者のための一の乗車装置（幼児用座席を除く。）を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられてい

平成三十年三月十六日印刷  
平成三十年三月十六日発行

発行人  
所

山口県知事  
庁

る自転車をいう。)の乗車装置に運転者以外の者一人を乗車させている場合  
附 則  
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。